

例月出納検査における指摘事項及び改善状況（6月分）

課名	指摘事項	担当課	会計課	監査委員の意見
財政課	<p>土地及び建物の売買に関する契約の支払いについて、5/29に契約を締結し、5/30付けで請求書が提出され6/13に支払いされているが、登記は6/20に完了している。契約書の第4条の第2項には“登記が完了したときに請求することができる”と明記されていることから誤った支払手続きとなっている。</p> <p>また、会計課は、支払いにあたって財政課に登記の確認を求めたところ、“急いでいるから”という求めに応じてそのまま支払いを行った。このことは、支払いに際して支払要件を満たしていないことを知りながら支払いを行ったということになり、重大な過ちと言わざるを得ない。</p> <p>公金の支払いにあたっては支払要件の充足を確認すること、特に不動産取得費の支払いについては登記完了を確認のうえ行うことを徹底していただきたい。</p>	<p>契約担当者は、契約締結後すぐに支払ができるものと誤認し、請求書を受理し支払い事務を進めてしまい、担当課の課長は、支出命令に添付されていた登記簿を、登記済のものであると誤った認識をしてしまいました。</p> <p>今後は、契約書及び財務規則を熟読し内容の把握と添付書類の内容確認を徹底し、同様の誤りを繰り返すことがないよう業務を行ってまいります。</p>	<p>審査における支払要件の疑義確認の際に、契約締結後は支払ができるものと誤認して、支払を行ったことは重大な確認不足でした。</p> <p>今後は、このようなことがないよう細心の注意を払い、特に不動産取得費の支払いについては登記完了を確認するなど、支払要件に沿った適切な審査の実施に努めます。</p>	<p>審査・チェックが形だけにならないよう十分注意を払い、特に土地・建物の引き渡し（登記）なしに代金の支払いはあり得ないので、細心の注意を払っていただきたい。</p>
課名	指摘事項	担当課		監査委員の意見
消防本部	<p>貯水槽撤去工事に係る工損事後調査結果に伴う補償箇所の費用負担の支払いについて、添付されている委任状では“契約についての決定権を行使する一切の権限”を委任するとなっている。受任者が請求をしているが請求権までは委任されていないので、今回は誤った支払い手続きとなっている。契約から請求までの手続きを委任するのであれば委任状の見直しを検討いただきたい。</p>	<p>委任状については、今後請求が発生する場合に請求権の委任についても記載するとともに、工事担当課とも今回の内容について共有するようにいたします。</p>		<p>権限の委任は後のトラブルを避けるためにも、その範囲を明確にしてください。</p>
住宅課	<p>住宅等耐震改修費補助金の支払いについて、6/4付けで交付申請を提出し、6/5付けで交付決定がされ、6/9付けで補助金交付請求書が提出されている。</p> <p>通常の補助金交付については申請後、交付決定、着工、請求との流れだが、住宅等耐震改修費補助金交付要綱では事業認定申請書提出後、事前審査があり、事業認定通知を受けてから着工、完了検査の確認通知後に補助金申請ができることとなっており、申請前の事前着工を認めている。事前着工を認めざるを得ないのであれば、要綱に事前着工の要件・時期（事前認定時または交付決定時）等を明記し、適切な対応が必要であると思料される。</p>	<p>住宅等耐震改修費補助金については、事業完了後に申請を行う事後申請補助金です。要綱上事業認定を行っているのは補助対象事業についての補助要件該当性や進捗把握のためであり、指令前着工であるという認識はしておりません。</p> <p>補助要件の該当性や進捗を管理しながらも、事後申請の補助事業という制度設計にしているのは、申請時期にとらわれず補助決定を可能とする市民サービスの向上と行政事務負担の軽減を意図したものです。工期が年度をまたぐ事業についても、申請を締め切ることなく、あるいは個別補助事業ごとの繰越を行い事業継続をする必要もなく、随時に相当な件数の補助申請を受理し決定し、補助金の交付を行うことが可能です。</p> <p>そのため、要綱等の改正について現時点では考えておりません。</p>		<p>要綱に基づき事業認定後の着工を認めており、事業認定内容と事業申請の内容に差異がなく、申請者と事業者との間でトラブルがない旨、留意すること。</p>